|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 茨木土木事務所 | 特別休暇（服喪休暇）について、取得開始日から週休日を含む連続する期間が３日間を超えて承認しているものがあった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職員 | 続柄 | 休暇承認日 |
| Ａ | 配偶者の父 | 令和２年５月28日（木）令和２年５月29日（金）令和２年６月１日（月） |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等し、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】（特別休暇）第15条　任免権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。　六　前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合　人事委員会規則で定める期間【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則】（特別休暇）第10条　条例第15条第６号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。　六　親族の喪に服する場合　別表第５に定める日数以内で必要と認める期間　別表第５（第10条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 死亡した者 | 日数 |
| 父母、配偶者、子 | ７日 |
| 祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母 | ３日 |
| 孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者 | １日 |

備考３　日数の計算は、承認された期間の最初の日から起算する。 |

 | 取得可能期間を超えた1日分について承認を取り消し年休に振り替えた。今後は取得期間の誤りが生じないようグループ長等会議を通じ周知を行うとともに、特別休暇（服喪）の申請及び承認の際は、関係規則等を確認し、適正な事務処理に努めていく。 |

不適切な服務管理

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年11月29日）